

ご 案 内

当院は、厚生労働大臣が認定した健康保険法等で規定される保険医療機関です。
療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき「厚生労働大臣が定める事項」は、下記の通りです。

[地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項]

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

□ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）

[明細書の届出事項に関する事項]

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、発行しています。

なお、明細書には、診療の内容が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

[一般名処方加算]

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いていますが、一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

[保険外負担に関する事項]

長期収載品の処方に係る保険外併用療養費（選定療養）

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養として、患者さんの自己負担となります。選定療養は保険給付ではないため、公費も適応にはなりません。

公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用

・文書料（税込）

一般診断書（医証）	1枚	1,650円	公安委員会提出用診断書	1枚	3,300円
年金診断書（現況届含む）	1枚	5,500円	雇用保険関係証明書	1枚	1,100円
自立支援診断書	1枚	2,200円			
精神障害者保健福祉手帳手帳用診断書	1枚	5,500円			

その他の文書料につきましては窓口にお尋ねください。

その他

本人診察のない家族相談については、保険診療外となりますので、2,910円頂きます。

公益財団法人正光会
周桑こころのクリニック
所長 瀬野隆太